

1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 （ 第 4 日 目 ）

1. 出席議員 13名

1 番議員	小宮山 定彦 君	9 番議員	朝 倉 国 勝 君
2 〃	大 森 茂 彦 君	1 0 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	1 1 〃	吉 川 まゆみ 君
4 〃	祢 津 明 子 君	1 2 〃	西 沢 悦 子 君
6 〃	大日向 進 也 君	1 3 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉 川 清 史 君	1 4 〃	中 嶋 登 君
8 〃	栗 田 隆 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	大 井 裕 君
総 務 課 長	臼 井 洋 一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
住 民 環 境 課 長	竹 内 禎 夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内 弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	関 貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海 聡 子 君
まち創生推進室長	清 水 智 成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ど も 支 援 室 長	細 田 美 香 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) ワクチン接種と感染状況についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 生活環境の整備についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 信州型自然保育についてほか | 山 城 峻 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） 改めておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年も残すところ僅かとなりました。コロナによる行動制限が緩和され、徐々に各地で人流が発生し、経済への明るい兆しが見えてきました。しかし、ここに来て感染拡大が懸念される状況となり、長野県でも全国で上位の感染者を示す日も出ております。

今回は、新たに追加されたワクチン接種と感染状況、開発が進められている県道坂城インター線先線進捗状況についてお聞きしてまいりたいと思います。

1. ワクチン接種と感染状況について

イ. ワクチン接種状況からお聞きいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種開始より現在までの接種率はどのようになっていますか。

10歳刻みでお答えください。

次に、5歳から11歳未満の小児のコロナワクチンの接種率は、どのようになっていますか。また、毎回お聞きしておりますが、オミクロン株対応ワクチンも含め、現時点まで接種に対して副反応等の報告はありましたか。ワクチン接種に関連し、今年はインフルエンザの流行が懸念されております。そこで、インフルエンザ予防接種を行った65歳以上の現時点での接種状況と過去3年の接種率についてお答えください。

ロといたしまして、コロナ感染状況。

報道等を見ていると、本年9月末より県の感染者の公表が変更となりました。保健所より町

への報告はどのようになっているのでしょうか。

次に、第7波と言われる8月以降、現時点までの感染者数はどのように推移しているのでしょうか。保健所圏域の回答をお願いします。

最後に、町内感染者の増大を防ぐためにも、より感染予防に関する啓発に努めるべきと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんからご質問いただきました1のワクチン接種と感染状況につきまして、私からは、口のコロナ感染状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株への置き換えにより、7月以降のいわゆる第7波では新規感染者が急増し、全国で過去最多となる感染が確認される状況が続きました。

その後、10月には感染が減少傾向となったものの、11月以降再び感染者数が増加し、第8波に入ったとされ、現在も高い数字での推移となっております。

県内におきましても、11月に過去最多となる新規感染者数が発表され、確保病床使用率が50%を超え、医療への負荷が急激に高まっているとして、11月14日に全県に医療非常事態宣言が発出されたところでありますが、さらに22日には、「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言が発出されました。

この宣言は、冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあり、新型コロナの感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行により医療がひっ迫し、新型コロナを含む様々な疾病等により、医療を必要とする方が適切な受診・治療を受けられず、本来救えるはずの命が救えなくなるという状況を回避し、さらには、コロナ禍による消費低迷や物価高騰等により、苦境にある地域経済を支えていくことを目的として発出されたものであります。

ご質問の県による感染者の公表方法の変更につきましては、これまで国や県は、医療機関が作成し保健所に提出された患者の発生届を集計して、全国や地域ごとの感染状況を把握する全数把握をしておりました。

加えて、保健所などが、この発生届を基に健康観察や入院先の調整を行っており、発生届の提出は国が導入したHER-SYS（ハーシス）と呼ばれるシステムを使用して行われておりましたが、第7波で感染者数が急増し、入力や確認の作業が医療機関や保健所の業務負担となっていたことから、9月26日付で見直しが行われたところであります。

この見直しは、県から発表される感染者数について、これまでの全数把握から、65歳以上の高齢者や入院を要する方のほか、重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、妊婦のいずれかに該当する方の感染者数とすることとされ、また、これまで市町村単位で公表さ

れていた感染者数が保健所単位での公表となりました。

なお、感染者の把握の方法につきましては、これまでと同様に、県のプレスリリース等で発表された情報から把握をしている状況であります。

続きまして、8月からの感染者数の推移でございますが、町を含む長野保健所圏域の状況でお答えいたしますが、8月以降、感染者は増減を繰り返しながら推移し、10月には1日の感染者数が100人未満の日もあるなど、比較的落ち着いた状況が見られており、10月での最多感染者数は10月29日の436人であったのに対し、11月に入ってから急激な増加となり、11月8日及び22日には971人と、1千人に迫る感染者の報告がされたところであります。

現在も、11月に比べますと落ち着いてはいるものの、年末年始を迎え、人の流れが多くなることが予想されますので、今後、感染の拡大も懸念されるところであります。

続きまして、感染予防に関する啓発についてでございますが、町では、県において新型コロナ対策に関する方針等の発表や変更があった場合には、町の新型コロナウイルス感染症対策本部において情報共有を行い、町としての対応を決定し、町ホームページ及び必要に応じて防災行政無線において情報をお知らせしているところであります。

また、町ホームページにおきましては、新型コロナに関する情報コーナーを設け、感染予防に関する情報を掲載しておりますが、今後も引き続きホームページ、広報等により、最新の情報を町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

なお、現在も全県に医療非常事態宣言が発出されておりますので、町民の皆様におかれましては、引き続き手指消毒や換気をはじめとする基本的な感染防止対策を徹底していただき、ご自身が感染しない、また、ほかの方を感染させない行動を取っていただくとともに、早めのワクチン接種の実施を検討していただくなど、医療への負担軽減にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

保健センター所長（竹内さん） 私からは、イ．ワクチン接種状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株への置き換えにより全国的に流行が続く中で、国からオミクロン株に対応した2価ワクチンによる追加接種を実施することが決定されました。

オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行うことにより、従来のワクチンを上回る重症化予防効果と、オミクロン株に対する感染・発症予防効果が期待されるとして、オミクロン株対応ワクチンが9月に薬事承認され、接種が開始されたところであります。接種の対象となるのは、1、2回目の初回接種を完了した12歳以上の方で、当初は前回の接種から5か月以上経過された方とされておりましたが、その後、3か月に期間が短縮されております。

接種につきましては、60歳以上の方から接種を実施することとされておりましたので、町では60歳以上の方全員に事前の意向調査を実施し、接種の希望の有無及びワクチンの種類について希望をお伺いするとともに、多くの皆さんへ速やかに接種ができるよう、鹿教湯病院さんのご協力をいただき、文化センター大会議室を会場とした集団接種とし、接種を希望される方に対して、日時を指定の上、ご通知をさせていただきました。

町のオミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、10月31日から開始をしており、11月末現在、4,168人が接種をされております。

10歳ごとの接種率であります。1、2回目の初回接種を完了された方に対する11月末現在の数字で申し上げますと、12歳から19歳が接種人数291人で接種率32.5%、20代が接種人数224人で接種率22.2%、30代が接種人数321人で接種率30.9%、40代が接種人数581人で接種率36.2%、50代が接種人数754人で接種率43.9%、60代が接種人数379人で接種率22.3%、70代が接種人数844人で接種率37.9%、80代が接種人数610人で接種率44.2%、90歳以上が接種人数164人で接種率37.9%で、全体の接種率は34.7%という状況であります。

また、5歳から11歳の小児の接種状況であります。11月末現在、対象者数703人で、1回目の接種人数が231人で接種率32.9%、2回目の接種人数が217人で接種率30.9%、3回目の接種人数が81人で接種率11.5%であります。

続きまして、副反応等の報告の有無についてであります。6月及び9月のご質問でもお答えいたしましたが、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかれた方のほか、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療を行った方の2件以外、新たな報告はいただいていない状況であります。

なお、新型コロナワクチン接種は感染症の蔓延防止と重症化予防、さらにオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、重症化予防はもとより、発症予防、感染予防の効果が期待されるとされているところであり、一方で副反応につきましては、現時点では重大な懸念は認められないとされているところでありますので、効果と副反応の両方を正しくご理解いただいた上で接種を検討していただければと考えております。

次に、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の接種状況であります。町では、毎年10月から翌年の1月末までの期間で、65歳以上の高齢者等と中学生以下のお子さんを対象として接種を実施するとともに、接種費用の助成を実施しております。

今年度の65歳以上の方の接種状況であります。現在報告をいただいている11月分までの数字で申し上げますと、2,534の方が接種をされております。

また、過去3年間の接種人数及び接種率であります。令和元年度が接種人数3,436人で接種率66.1%、2年度が接種人数3,921人で接種率74%、3年度が接種人数

3, 406人で接種率64.5%であります。

この冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。インフルエンザ予防接種につきましては、来年の1月末が接種の期限となりますので、対象となる皆様におかれましては、早めの接種をご検討いただければと思います。

6番（大日向君） ただいま町長、保健センター所長より回答がございました。第7波のあたりより猛威を振るい始めたオミクロン株に対応すべく、ワクチンの種類も変わってまいりました。冬に近づくにつれ全国的に感染者も増大しております。小児の感染者も増えており、幼保、小中学校においても登園・登校に制限が出ている状況となっております。コロナワクチン、インフルエンザワクチン接種については、各家庭にて必要とあらば接種を考えていただきたいと感じました。

感染者数の把握については、町単位で見ることはできませんが、状況の把握の数値として行動計画に反映していただければと感じます。

いずれにいたしましても、年末年始は普段の生活よりもたくさんの人と接する機会が増えると思いますので、町からの感染予防の啓発について、メールだけではなく防災行政無線等の活用も検討していただき、健やかな年末年始としていただくよう鋭意お願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

2. 県道坂城インター線先線進捗状況について

一昨年、インター線先線の進捗について、どのような道路整備が行われるのかをお聞きしております。いま一度進捗状況について、また町道との接合部とインター線先線延伸の状況についてお聞きしていきたいと思っております。

イ. 現在の進捗状況ということで、今年度の事業の内容と予算は、開通の見通しはどのようになっていますか。

ロといたしまして、町道との接合部の道路整備について。これは、どのような道路となるのでしょうか。幅員、歩道の整備はどのようになるのか、お答えください。

最後に、ハといたしまして、インター線先線延伸について。インター線先線延伸の現在の状況と計画はを質問いたします。

建設課長（関君） 県道坂城インター線先線工事の現在の進捗についてのご質問から順次お答えいたします。

主要地方道坂城インター線先線の整備につきましては、国道18号との交差点を起点としまして、テクノさかき工業団地や、テクノさかき駅周辺を結ぶ重要な幹線としまして、延長約400メートルの区間を平成27年度に事業採択されて以降、順次事業が進められております。

完成までの総事業費は約28億円を予定しておりまして、まず路線用地測量、物件調査や用地・建物補償を行いまして、しなの鉄道の跨線橋につきましては、平成30年度に着手しまし

て、令和２年度に完了したところでございます。

今年度は、令和３年度からの補正予算を含めまして、約１億１，５００万円の予算規模によりまして、道路の路体・路床の盛土工事が行われております。また、当町におきまして、補償工事としまして、終点部交差点付近の下水道移設工事を実施しているところでございます。

また、令和５年度は舗装、また縁石、標識等を施工しまして、同年度中の開通を目指して事業展開されております。

次に、ロ．町道との接続部の道路整備についてでございますが、坂城インター線先線は、全幅を１４メートルとしまして、片側３メートルの２車線で、両脇に１．５メートルの自転車通行帯を設けるとともに、２．５メートルの歩道を予定しております。終点部の町道との交差点部分につきましては、将来的には右折車線レーンが設けられますので、それを考慮しまして、国道交差点部と同規模の全幅約１７メートルとなっております。暫定的なＴ字交差点として整備が進められております。

また、接続する町道につきましては、テクノさかき工業団地側の南側につきましては、既存の町道と同様に２車線のほか、片側２メートルの歩道を設け、右折車線レーンを含めて全幅１２メートルとなっております。延長約８０メートルの整備を行う一方で、中之条側、北側ですが、にも２車線で全幅７メートル、延長１２０メートルの付け替え道路の施工がされております。

なお、西側の延伸区間の用地につきましては、現在、テクノさかき工業団地等の従業員、またテクノさかき駅を利用している皆さんの駐車場として利用しておりますので、駐車場への取付道路の整備も同時に行う予定となっております。

県道坂城インター線先線の開通は、渋滞の解消などによる交通の利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展、地域の活性化には不可欠なものだと考えております。あわせて、今年４月に開通となりました町道Ａ０９号線との接続によりまして、特にテクノさかき工業団地内の環境整備、また、上田・坂城バイパスを経由したアクセスが向上するとともに、坂城インターを経由した流通、これを格段に向上することが期待されるところでございます。

続きまして、ハ．インター先線延伸についてお答えいたします。千曲建設事務所では、現在事業施工中であります坂城インター線先線の終点部から、さらに千曲川を渡って国道１８号バイパスに接続する網掛地区までの延伸区間としまして、昨年度から千曲川の橋梁予備設計を行うとともに、今年度につきましては、計画延長約９００メートルの道路基本計画が策定されたところでございます。

延伸区間につきましては、千曲川を渡る橋梁のほか、新たに道路用地が必要になりますので、まずは該当する地権者の皆さんを対象とした道路説明会を先月２１日に網掛地区において、また２９日には中之条地区において開催されたところでございます。

新たな延伸区間の基本計画の概要としましては、中之条地区の千曲川堤防までの延長約280メートル、千曲川を渡る橋梁部分は延長で約440メートル、それから網掛地区の堤防から国道18号バイパスに接続するまでが延長約180メートルとなっております。幅員につきましては、現在施工中の中之条工区に合わせまして、全幅で14メートルで計画されております。また、千曲川堤防とのアクセス、また現町道との取付道路についても計画されているところでございます。

説明会では、道路の重要性も説明する中で、現段階においては、ご要望もお聞きする中でおおむね了承をいただいているところでありまして、現在は、当日出席された方のほかに、欠席された地権者の皆さんからご意見をお聞きする段階となっております。

千曲建設事務所としましては、いただいたご意見を確認しまして、基本計画を修正しまして、令和5年2月をめどに両地区の皆さんを対象とした地区説明会を予定しているところでございます。また、令和5年度は説明会でいただいたご意見やご要望を集約しまして、千曲川や国道バイパスなどの関係機関と協議を行いまして、新規事業として事業評価を経て、令和6年度の事業採択を目指して手続を進めている予定とお聞きしているところでございます。

なお、延伸区間につきましては、毎年実施している千曲建設事務所との地域づくり懇談会におきまして継続して要望するとともに、国道18号バイパス建設促進要望の際にも、坂城インター線との相乗効果について提案させていただきまして、インター線先線の延伸の必要性について訴えてきたところでございます。令和6年度の事業採択が実現するように、より強力に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

インター線先線の延伸につきましては、国道18号バイパスへ接続することによりまして、村上地区のみならず、特に近隣市の川西地域からの高速道路へのアクセス、これが飛躍的に向上することになります。さらなる交通渋滞の緩和や経済等の活性化とともに、有事の際の対応としての交通ネットワークの多重化といった効果も期待されます。

町といたしましては、国道18号バイパスの整備及び現在施工中のインター線先線の早期完成並びにさらなる延伸に向けた未事業化区間の早期事業化について、引き続き議員の皆様をはじめ地域や企業、近隣自治体ともに、国・県及び関係機関と連携を図り、一日も早い完成、供用開始に向けて、さらなる要望活動などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） ただいま担当課長より回答がありました。重機等で作業されている姿が見えるようになり、開発行為が行われていることがうかがえます。その様子を見た人からは、いつ開通するのか、その先の道路はどうなるのかなど、お話を多々いただくことが増えてまいりました。

一昨年にもインター線先線の概要についてはお聞きしておりますが、今回は詳細な進捗状況

と、新しく造られる道路と既存の町道との接続と開通のめどについてお答えをいただきました。また、インター線先線の延伸についても、計画が実行段階に進んだことがわかりました。

そこでなんですが、1件だけちょっと再質問したいと思います。一昨年のお答えでは、令和4年度中の開通が見込まれているということでしたが、今回令和5年度中とのお答えとなっております。開通予定が延びた要因としては、どのようなことが挙げられるのでしょうか。

建設課長（関君） 坂城インター線先線の整備につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、しなの鉄道を跨線橋にてまたいで、将来的に千曲川を橋梁にて渡る計画となっております。

道路の縦断を見たときに、国道を起点としまして、しなの鉄道を立体交差させていく計画、それからA09号線の前線とタッチしまして千曲川を橋梁にて渡る、堤防を渡るということになって、最終的には国道バイパスへ接続したいという考えでいます。その間の全体の道路勾配、そういったものも考慮した計画になっておりますので、道路の大部分が盛土構造となっております。盛土の土質を考慮した結果、路体の安定化を図るために、当初計画に対して長めの養生期間が必要になったとのことでございます。

なお、町としましては、その養生期間を利用して、先ほども答弁させていただきましたが、開削ではなくて、推進工法にて下水道移設を実施させていただきました。盛土の養生期間が結果的に延びたことによりまして、令和5年度中の開通となったとのことでございます。

6番（大日向君） ご回答をいただきました。開通というゴールが見えてきました。今回の道路開発により町内の流れに変化が生まれ、新しい景色を見ることができそうです。

今回の一般質問において、先輩議員の方々がインター線前線道路開発を含めたまちづくり、また開発を行っている国道バイパスについて質問をされました。公共事業の実現・実施に関しては様々な作業工程があると思います。関係各機関と綿密に交流を図り、また町民の方々の理解がスムーズに得られるような説明を行いながら、早期の開発実現を望んでおります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1. 生活環境の整備について。質問は、イとロの二つです。

イとして、管理されていない空き地について。

1. 管理されていない空き地が目立つが、町に相談はあるか。また、空き地管理についてど

う考えるか。

2. 地域の環境整備をしたいが、他人の土地には無断で手をつけられない。交流がない場合などは声もかけづらい。いい方法はないかというご相談を受けました。このような場合に、町が希望者と管理者の間に入ってつなぐことはできないか。

空き地の管理が不足すると雑草が茂り、害虫が発生したり、野生動物などの居場所となったり、山から住宅地への通り道となります。また、道路に面していれば、見通しを悪くして交通安全への悪影響も考えられます。そういった事態がご自身の地域にあることについて、自分のできる範囲で手入れをしたいというお考えの方は少なくありません。しかし、自身所有の土地でない場合は、手をつけることができないことは皆さんご承知ですので気軽には実行できません。所有者や管理者が知り合いであり、話のできる関係であれば対面しての確認ができるのですが、全てがそうとはいきません。このような場合に、町が所有者や管理者と希望者の間に立ってつなぐことはできないのでしょうか。

以上、イ. 管理されていない空き地について2点お聞きします。

続きまして、ロの横断歩道の照明を明るくについて。

1. 既存の照明の明るさでは、横断歩行者の存在確認が難しい箇所があります。横断歩行者の安全確保のために、より明るい照明灯を横断歩道に設置できないかについてです。町内の横断歩道を見ると、既存の照明でも、交差点や横断歩道もその存在が確認できるのでありますが、もう少し照明を明るくするか、照らす範囲を調整することで渡ろうとしている歩行者の存在を確認しやすくすること、これでさらに安全を向上できるのではないかと思いますので、質問します。

道路交通法では、横断歩道に横断歩行者がいたり横断しようとしているときは、一時停止し歩行者を優先すること。人がいないことが明らかな場合以外は、徐行することとなっています。確かに、横断歩道がそこにあることは表示や標識でわかりますし、いるかいはいかはっきりしないときは徐行するのですから、歩行者がはっきりと見えない状況でも、今の現状でも安全であるという法律の解釈でしょうか。

一方で、1972年に作成された交通の方法に関する教則にあった、手を上げて横断歩道を渡ろうという文言が1978年の改訂で削除され、2019年に交通教則に復活した、こういった情報がありました。今まで自分は知らなかったんですけども、老舗のテレビ番組で、最後のほうで手を上げて横断歩道を渡りましょうなんていうようなコーナーがあったんですが、ずっとそれが続いていると思ったのですが、2019年に復活するまで43年間、その手を上げてというのが削除されていたということでびっくりしました。

安全は、運転者と歩行者双方の安全意識の向上と意思の疎通が大切であるということで、横断歩道での手上げを削除していたことを復活させ、全国の停止率が向上したことで、これが実

証をされたということでした。この質問をきっかけに、運転をされる皆さんが徐行についてのルールを、歩行者の皆さんは横断の意思表示を明確にする必要性、これについて再確認していただければと思います。

日本自動車連盟（ＪＡＦ）が調査を開始した２０１６年から、毎年、長野県の横断歩道での一時停止率は全国１位を続けているという安全意識の高い県ではありますが、当町では横断歩道の歩行者の存在、渡ろうとして手を上げている意思表示が夜間でも確認できるようにして、さらに安全が向上するように考えてほしいと思います。

町道の横断歩道の照明について、町の考えを伺います。

以上、イ・ロ、１．生活環境の整備についての質問です。

住民環境課長（竹内君） １の生活環境の整備についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの管理されていない空き地についてであります。まず、空き地とは、宅地や農地などとして利用されることなく、目的を持たないまま放置された状態の土地のことで、建物が建っていない土地、及び耕作放棄などによって現状使われていない土地など、土地利用の変更等に伴って発生するため、一定程度は存在するものと考えられますが、短期間のうちに解消する場合と、土地の利用が将来的に定まらず長期間解消しない場合がございます。

近年、全国的に人口減少、高齢化が進行する中、土地需要が減少し、長期間解消しない空き地の増加、不適正な管理の増加が懸念されております。

このような傾向の中、当町でも、空き地に関するご相談をいただく場合の多くは、空き地の草木を刈ってもらいたい、連絡先がわからないというものであり、昨年度は１３件の草木繁茂に関するご相談をお受けいたしました。

空き地の適正管理につきましては、坂城町生活環境保全条例第６２条において、「所有者等は、当該空地等が不良状態にならないよう適正な管理をしなければならない。」と定め、第６３条第１号においては、空き地等の所有者等の責務として、「雑草の繁茂又は枯れ草の密集により、良好な環境の保全に支障を来さないよう、これを除去し、処分しなければならない。」と定めております。

町にご相談があった場合は、農地であれば農業委員会から対応を依頼いたしますが、宅地等の場合は、条例に基づき住民環境課から、所有者または管理されている方に当該空き地の適正管理をお願いし、対応をいただいているところであります。

次に、空き地管理の考えについてのご質問でございますが、空き地に雑草が生えたまま手入れをされず放置された状態が続きますと、景観を損ない環境悪化などにつながることも懸念されるところであります。また、土地需要が減少する時代においては、空き地を含む土地を適正に管理し荒廃を防ぐなど、質的向上を図る視点がより重要になると考えております。

町では、町ホームページを通じて、草木が敷地から道路にはみ出さないよう手入れをしてい

ただくことや、定期的な除草作業で不法投棄を呼び込まない環境づくりをお願いしているほか、固定資産税の納税通知書を発送する際に、空き地・空家の適正管理を周知するとともに、対応方法等でお困りの際は、住民環境課にお問い合わせいただくようご案内しているところであります。

町といたしましては、空き地の管理は所有者の責務という原則に立ち、引き続き、適正管理のための情報提供と啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町が地域の環境整備希望者と土地管理者をつなぐことはできないかのご質問でございますが、所有者に適正管理をお願いしたくても、誰に言えばいいかわからないといった場合に町にご相談をいただくわけですが、中には、所有者ができれば、自分が草刈りをしてもよいとおっしゃる方もいらっしゃいます。このような場合は、町から所有者に対応を依頼する際に、その旨とその方の連絡先をお伝えして改善につながっている事例もございます。

町といたしましては、まずは手入れをしてもよいという方からのご相談により、所有者等に適正管理をお願いする際に町からその旨をお伝えし、双方で連絡を取り合いながら、円滑に生活環境の保全を図っていただければ大変ありがたいことと考えております。

次に、口の横断歩道の照明を明るくについてのご質問にお答えいたします。

町道の夜間における安全対策といたしましては、幹線道路の主に交差点内の視覚環境を確保し、道路交通の安全を図るために設置する道路照明のほか、歩道などに道路の歩行空間等の構造物や歩行者同士の位置などを的確に把握するために連続的に配置された街路灯、また生活道路における安全対策として、住宅地や周辺の暗い場所など主に防犯を目的として設置する防犯灯の設置など、地域や関係団体などと連携を図り、様々な手法により夜間交通の安全確保を図っているところであります。それぞれの照明は、いずれも安全のための視認性の確保を目的として設置されたものであり、互いに補完しながら夜間の安全確保を図っているところであります。

ご質問の横断歩行者の存在確認が難しい箇所があり、横断歩行者の安全確保のために、より明るい照明灯を設置できないかのご質問であります。横断歩道の設置箇所は、その利用から住宅街なども多く、歩行者目線では、より明るくすることで安全確保が図れる一方で、照度によっては、その明るさから、就寝時、カーテンを閉めても家の中が明るいなど、生活環境の悪化につながることも懸念されるところであります。

加えて、その明るさから、夏場などは照明に誘引された虫の死骸が増えたり、集まった虫を捕食する鳥のふん害に苦慮したりするほか、農作物や庭木への影響なども考えられ、周辺住民の生活環境への配慮や調和を図る必要もございます。

町では、これまでも周辺の生活環境を考慮する中で、街路灯を横断歩道近くに移転することや、横断歩道を認識する標識を点灯式にするなどにより、その場に合った個別の対応を千曲警

察署などと協議しながら進めてきたところであります。

そうした中で、横断歩道の照明に関しましては、新たに道路照明を設置するほか、街路灯の照明器具を照度の高いものに交換することなども含めて、総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

また、道路照明を設置するといった施設整備の面のみならず、夕暮れ時や夜間の歩行者事故を防止するための啓発も重要でございますので、千曲警察署、交通安全協会、町交通指導員とも連携し、ドライバーに対する早めのライト点灯や、歩行者の皆さんに対する夕暮れ時や夜間での明るい服装と夜行反射材等の着用のお願いなど、広報啓発にも力を入れ、町民の皆様の交通安全に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 空き地については、窓口に来てもらって相談してもらおう。既にもう実績もあると。つないだ実績もあるというようなお話でしたので、皆さんこれを見ていただいて、早速来ていただければと思います。

歩道の照明についてなんですが、例えば産業道路なんかは、最初から工事が毎年毎年やっているんですが、照明器具の性能なんかも変わっていったりするわけで、それに配慮して。それと、今回の文化センターのところの横断歩道の新設・移設ということで、もしかしたら新しく横断歩道を造るとか移設するという事態も考えられますので、それに対応できるような例えば照明柱の柱、それと上を分離して、それを横断歩道用にできるとか、そういったものができてきた場合、そういったものも積極的に利用していただけるようなこともしていただきたいと思います。

続きまして、犯罪被害者支援について。

イ．町の取り組みはとして、二つ質問します。

1．町の条例制定以降、町はどのような活動、講演会や広報などをしてきたか。

2 として、県条例では、学校の設置者等と連携し、学校において犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう施策を講じるとあるが、町の取組は。

坂城町が支援条例を県内他町村に先駆けて制定して、2年が過ぎました。誰もが被害者や加害者になっても不思議ではない現在において、被害者の状況や相談体制、犯罪についての理解を深め、人ごとではないという認識を持ってもらうことで、支援や犯罪防止の流れを広げていけると考えます。また、坂城町町民の理解がさらに広がることで、ほかの自治体の条例制定実現にもよい影響があるのではないのでしょうか。

以上、犯罪被害者支援について質問します。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから、2番目の質問としまして、犯罪被害者支援についてということで質問をいただきました。

イとして、町の取り組みはのうち、私からは、条例制定以降、町はどのような活動をしてきたかの質問にお答えいたします。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族などへの支援につきましては、以前から私も問題意識を持っており、警察にも相談しながら、町として支援をしていく上での根拠となる条例の検討を進めていこうとしていた矢先の令和2年5月、当町において痛ましい事件が発生してしまいました。

こうした経過もあり、条例制定への準備を急ぎ、令和2年9月議会において、県下では初めての犯罪被害者等に係る支援条例となる、坂城町犯罪被害者等支援条例の制定をお認めいただいたところであります。

本条例につきましては、犯罪被害者等の支援の基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定めることで犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的に推進し、安全・安心な地域社会の実現を図ることを目的としております。

具体的には、被害に遭われた方などが再び平穏な日常生活を営めるよう、二次被害の防止に配慮しながら、それぞれの状況や事情を踏まえた支援を行うものとするを基本理念とし、支援の基本的な事項としましては、様々な問題への相談や必要な情報の提供・助言及び関係機関等との連絡調整のほか、見舞金の支給や居住の安定、広報及び啓発を行うことを定めているところであります。

また、この条例の制定に合わせまして、坂城町犯罪被害者等見舞金支給要綱を定める中で、遺族見舞金及び傷害見舞金の具体的な支給制度を設け、犯罪被害者等の支援を行っているところであります。

ご質問にありました条例制定以降の町の活動であります、犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者を支える地域社会の実現を図るため、町のホームページや広報において条例に関して周知を図っているほか、毎年11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に合わせ、広報への記事掲載やポスターの掲示など、犯罪被害者支援への理解と啓発を行っているところであります。

また、12月の人権週間、これは12月4日から12月10日までであります、この期間中には、坂城駅及びテクノさかき駅で人権擁護委員さんをはじめ関係団体と連携して街頭啓発活動を実施し、人権問題等について理解を呼びかけるとともに、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催する中で、人権尊重思想の普及高揚を図っております。

加えまして、毎年、町企業人権同和教育推進協議会と連携し、町内企業の社員を対象とした新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座を開催して、犯罪被害者支援を含む幅広い人権問題について、社会人として学び、考える場を設けているところであり、

あらゆる立場の人が様々な場面で人権に配慮をしていただけるよう、こうした継続した取組が大変重要であると考えているところであります。

また、先ほども申し上げましたが、当町では、県下で初めて条例を制定したことから、多くの報道機関から取材を受けているところでもあり、その際にはなるべく私自身が対応し、事件後の対応等を含め、条例制定の意義や犯罪被害者等への支援の必要性についてお話をさせていただいているところでもあります。

先ほどもお話がありましたけれども、県でも今年４月に長野県犯罪被害者等支援条例が制定されましたが、県からは、条例の施行にあたり、坂城町、当町と意見交換したいとのことで、４月に懇談会を持ち、広域的な支援の体制づくりや、県における積極的な啓発など、今後の取組について意見や要望をお伝えしたところでもあります。

県においても、先週１０日土曜日に開催された長野県人権フェスティバル２０２２でのパネルディスカッションにおいて、犯罪被害に遭われた方々の人権について取り上げ、当町で犯罪被害に遭われたご家族から、事件により受けた直接的な被害や二次的な被害など、様々な問題についてお話がありました。当日の様子はオンラインにより配信されたことから、犯罪被害に遭われた方の思いや支援の必要性について、多くの方に考えていただく機会になったものと考えております。

また、犯罪被害者等の支援につきましては、私は常々各市町村で条例が制定されることで、市町村間の連携がスムーズになり、支援の実効性がより高まると考えており、周辺自治体の首長さん方と懇談の機会がある場合には、直接、条例の必要性をお話しするとともに、早期制定に向けての働きかけを行うなど、啓発に努めてまいりました。

県との懇談の際にも、各市町村に対して条例制定に向けた取組を促すよう申し上げてきたところでもあります。こうしたことを受けまして、県内市町村でも条例制定の動きが広がりつつあるものと感じております。

また、職員につきましても、オンラインでも開催された県の犯罪被害者等支援者向け研修会に参加するなど、職員自身が犯罪被害者等への支援について理解を深めるよう取り組んでいるところでもあります。

今後も引き続き関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪被害に遭われた方々への理解を深めていただけるよう、各種啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、２．犯罪被害者支援について、イ．町の取組はのうち、学校における取組についてのご質問にお答えいたします。

長野県犯罪被害者等支援条例の第２２条に、学校における教育として、「県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ず

るものとする。」と定められているところでございます。

児童生徒が犯罪被害者等となった場合、被害によってその後の発達に大きな影響を及ぼす可能性があることから、そのような場合、児童生徒の置かれた状況や発育状況に応じて、関係機関が一体となって十分な配慮を行うとともに、周囲の児童生徒への影響にも十分配慮することが必要と考えます。

ご質問の犯罪被害者等に関する取組といたしましては、校長から教職員に対しての指示・伝達の中で取り上げたり、一部の小学生が夏休みの課題の一つとして犯罪被害者や加害者に寄せた視点での作文を書くなどのほか、過去に町で起きた事件の際には、犯罪被害者等に関わる児童等の心のケアも行ってきたところでございます。

各学校では、人権教育は全ての教育の基本という理念に立ち、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などの特質に応じて、教育活動全体を通じて発達段階に応じた人権教育が行われております。

今後も継続して、人権尊重の意義や様々な人権問題についての基礎的内容を理解するとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身につけられるよう、人権教育を推進してまいります。

町教育委員会としては、犯罪被害者とその家族に係る人権課題について、誰もが犯罪被害者になり得る可能性を認識し、自分の問題として考えられるよう、人権教育の様々な課題の一つとして位置づけ、さらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 支援条例の制定について、町長が他の自治体に働きかけていただいているということは、ありがたいことだと敬意を表します。

学校における人権教育の一環として、犯罪被害者の教育も行っているというお話でしたが、今のお話の中では、被害者にならないことということでお話しいただいたんですが、犯罪といっても様々なものがあります。加害者にならないこと、これが被害者をつくらないことの第一歩と考えます。意図しなくても犯罪になってしまったり、現代だからその犯罪があること、これもしっかり子どもたちに理解してもらうことが大切ではないでしょうか。自分の子どもや孫に指摘されれば、頭の固い自分みたいな大人も変わっていくこともあるのではないかと思います。

将来を担う子どもたちにこそ必要な教育であると思いますが、この内容について、この内容に犯罪被害者の方のご意見、こういったものが盛り込まれているのでしょうか。その点についてだけ一つ教えていただきたいのですが、お願いします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。教育活動の人権教育における内容について、犯罪被害者の視点に立った内容が盛り込まれているかというご質問でよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、具体的には、犯罪被害者の視点に立ったというような講演会ですか、そういったような活動は現在行っておりませんが、そういった点につきましても今後検討しながら、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 近頃、報道機関による県内自治体への支援条例制定の予定に関するアンケート、これがあつたわけですが、回答した73自治体のうち、六つ具体的に予定しているという報道がありました。

犯罪被害者支援は、住んでいる自治体によりその支援があつたりなかったり、またあつても支援内容に差ができてしまうことは避けなければなりません。最終的には、国が責任を持って進めていくべき支援となることが望まれますが、まずは一番身近な自治体の制定数、これが増えることで国を動かすことができるのではないかと考えられます。

制定予定のない理由としては、そのアンケートですが、専門性を持った担当者の不足、被害者からの相談が少ない、県との役割分担が不明確という意見がありました。これに対して、県は、人材育成の支援を計画し、地元の自治体には身近な支援に期待ををしているとしています。

また、小さな自治体では、条例自体が機能しないのではないかという声もありました。これに対しては、県下初の制定自治体として注目されている当町として、全町を挙げた活動をさらに進めてほしいと要望して、最後の質問に移ります。

3. 食の安全について

イ. 学校給食の食材の安全性はとして、二つ。

1. 給食用食材の安全確保のために、自治体によっては、学校給食法に準拠した独自の安全基準や食品選定委員会など、こういったものを設置しているところもありますけれども、当町ではどうでしょうか。

2. 近年、ゲノム編集という新しい遺伝子技術で生み出された食材が市場に出始めています。その安全性については、国が自然界でも起き得る変異であり、安全性の確認の必要はないとしている一方で、新技術であることから安全性の証明がないとして、市民団体等が学校給食などに使用しないように全国の自治体に要請を始めています。この食材を給食に使うことについての町の考えは。

この新しい生産技術というのはゲノム編集というもので、人為的に遺伝子操作をして、食材の栄養価などの機能性の向上や生産期間の短縮など、これからの食料自給問題への解決策の一つとして期待されている技術であります。国と民間が協働して開発しており、野菜、魚などが既に実用段階に入っています。

ゲノム編集食品の安全性については、ほかの生物の遺伝子を追加することで新しい機能を追加する遺伝子組換えとは違い、もともとある遺伝子から一部を削除するだけであり、自然界にある放射線などでも起こり得る変異であるとして、国は安全性に問題がないとして、遺伝子組

換え食品に義務づけられている安全性の証明やゲノム編集食品という表示も必要ないとしています。

これに対して、研究者の中には、まだ新しい技術であり、本当に安全なのか心配があるとの指摘もあり、消費者からは安全性への不安と、表示が必要ないことで食品の選択の自由がないといった理由から、特に学校給食への使用についての全国の自治体への問合せや使用中止の要請も行われています。

食品生産に関する新しい技術がいよいよ実用段階に入っていることで、その選定についても確認が必要ではないかと考えますので、質問します。

教育文化課長（長崎さん） 3. 食の安全について、イ. 学校給食の食材の安全性はのご質問にお答えいたします。

食育・学校給食センターでは、成長期にある児童生徒たちの心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かで安心・安全な給食の提供に努めているところでございます。

学校給食については、学校給食法で、健康の保持増進や望ましい食習慣、学校生活を豊かにし、社交性や協働の精神を養うことをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人たちの様々な活動に支えられていることについて理解を深めることなど、7項目の目標が掲げられ、給食という生きた教材を基に、将来児童生徒が健康で健全な食生活を営むことができるよう、食育・学校給食センターで取り組んでおります。

初めに、学校給食において給食用食材の安全確保についてのご質問であります。給食に使用する食材の購入につきましては、学校給食法第9条の規定に基づく学校給食衛生管理基準において、「食品の購入にあたっては、食品選定のための委員会等を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること」とされていることから、良質で安全な食品を確保するため、食育・学校給食センター所長及び栄養教諭を事務局として、小中学校長、保護者会長、学校医代表などで組織される坂城町食育・学校給食センター運営委員会において、食材の納入者や地産地消の状況などについて意見をお聞きする中で、食材などの選定をしております。

安全な食品の基準につきましても、学校給食衛生管理基準において、「食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」、有害もしくは不必要な食品添加物が添加された食品、内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者の名称、所在地、使用原材料、保存方法の明らかなでない食品については使用しないこととされており、町においてもこの基準に基づき安全な食材の購入をしており、食品の原材料表や必要に応じて食品の見本を取り寄せて確認するなど、安全で安心できる食材の確保に努めているところでございます。

食材の産地につきましては、国産品を基本とし、保護者の皆さんには毎月の献立表や食育だ

よりなどにおいて、使用している食材などについてお知らせするとともに、食材の産地について、県内産か坂城産かなどをお知らせしているところでございます。

また、地場産の農産物につきましても、生産者が農薬取締法に基づく、農薬を使用する者が遵守すべき基準に沿って作物を栽培しております。食育・学校給食センターといたしましては、農薬や堆肥の使用状況などを確認し、安全な野菜を納入していただいております。さらに遺伝子組換え技術により育成された種子及び種苗による食材などの使用もございません。

次に、ゲノム編集食品の使用に関するご質問にお答えいたします。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を狙って切断し、その部分に変異を起こす技術です。偶然に頼らず、狙った遺伝子を改変できるのが特徴で、この技術を用いることで品種改良が効率的に行えるようになると言われております。この技術を使って開発された食品には、栄養効果が高く血圧降下作用が期待されるトマトや、肉厚な身をしたマダイ、通常の2倍の速さで成長するトラフグなどがございます。

遺伝子組換え食品との違いにつきましては、遺伝子組換え食品は、他の食品や生物の遺伝子を加えて改良したのですが、ゲノム編集食品は、もともとある遺伝子を切り改良するものでございます。

遺伝子組換え食品は、国の安全性審査を受けることが義務づけられておりますが、ゲノム編集食品は国の安全性審査は必要ないとされております。しかし、ゲノム編集食品につきましては、新しい技術であり、例として、ジャガイモにおいては、光に当たり毒を生成すると緑色に変色する遺伝子がありますが、これを誤って切ってしまうと、毒が生成されても緑色に変色しないため、気づかず食べてしまうおそれがあるなどの報道もあり、人体や環境などへの影響などについて、まだわからない部分があることから、多くの人が不安や疑問を抱いているとお聞きしているところでございます。

町の学校給食では、地産地消の推進として地元生産者の野菜などを使用しておりますが、生産者とは日頃からコミュニケーションを取るなど、栽培した方の顔がわかる安心・安全な食材を使用しているところでございます。

また、食育・学校給食センターでは、遺伝子組換え食品などの食材も使用していない状況でございますので、遺伝子操作を行うゲノム編集食品につきましても、安全性など慎重に判断していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、学校給食に使用する食品につきましては、学校給食衛生管理基準や県教育委員会、保健所など、関係機関の指導の下、安全な食材を使用して学校給食を提供してまいりたいと考えており、ゲノム編集食品の安全性などにおいて危惧を抱く間は、そうした食品を使用する予定はございません。

今後も小中学校への学校給食の提供につきましては、地産地消の推進とともに衛生管理基準

を遵守し、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

7 番（玉川君） わかりやすい説明をありがとうございました。一つですね、産地の公開について伺います。保護者の方、PTAのほうには通知として限定的に産地についてお知らせをしているというお話でしたが、これは一般には公開の予定はないのでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。食品産地の公表につきましてですが、食品の産地につきましては、安心・安全な食材の使用として国産品を使用しております。産地の公表につきましては、先ほども申し上げましたとおり、保護者等につきましては、毎月の献立表や食育だよりなどでお知らせしている状況でございます。

それ以外の方につきましては、現在ホームページ等で公表している状況ではございませんが、ホームページなどで公表されている市町村もあるとお聞きしているところでございますので、今後、野菜などにつきましては、旬の時期や季節などによって産地等も日々変わることもございますので、掲載方法やその表示の内容等につきまして、今後研究してまいりたいと考えております。

7 番（玉川君） 町の学校給食に対する安全意識を町内外に示すためにも、公開をぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 28 分～再開 午後 1 時 00 分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

3 番 山城峻一君の質問を許します。

3 番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、我が町の温泉施設びんぐし湯さん館が先月 18 日に竣工式を経て、翌 19 日にリニューアルオープンを迎えました。私自身も議会定例会の場において、この温泉施設びんぐし湯さん館については、度々質問させていただきました。また、私自身もここを利用する者の 1 人として、リニューアルオープンを大変心待ちにしておりました。

昨日も温泉には行ったわけですが、昨日までの間に多くの方から、私と同じくリニューアルオープンを待っていた、待ち遠しかったということや、ここのサウナが一番なんだよねと、ましてや今回ヒノキ、壁面のところが新しくなっているので、いい匂いがして最高だとかという声を直接言ってくださった方がいました。

また、先日、先週の週末ですね。土日、12 月 3 日、4 日については、大変多くの方が来館されたとのことを、従業員さんからもお聞きしたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、びんぐし湯さん館の来館者数も、それ以前より少し減ったと、減少傾向だったということもありますので、今後、来年以降になるのでしょうか。びんぐし湯さん館を含め、多くの方が坂城町へ来町していただき、そして坂城のよさ、そしてこの大自然のよさ、様々なよさを感じていただき、よければ坂城町に移住したいなと思ってくれる人が増えたらというふうに思っております。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。今回は、1. 信州型自然保育と、2. とともに生きる障がい者福祉についてということの二つについて質問いたします。

まず、その1です。信州型自然保育についてです。イとしまして、信州型自然保育認定制度について、何点か伺いたいします。この自然保育のテーマについては、同様のものを2年前の2020年3月議会でも質問させていただいております。そのため、今回で2回目となるわけですが、改めてこの信州型自然保育認定制度について、若干ですが説明しますと、7年前、2015年、平成27年に始まった制度です。この制度ができて以降、県内の各市町村において認定を受ける園が増えております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住が進んでいることは、既に皆さんご存じのとおりだと思っております。

ある調査、具体的に申し上げますと、宝島社、これは出版会社ですね。ここが発行している「田舎暮らしの本」2022年2月号によると、2022年、移住したい都道府県ランキングでは、長野県が1位に選ばれています。ちなみにこの1位ですが、平成18年以降16年連続1位とのことです。つまり、あるところによると、東京から近いだとか、軽井沢とかいろいろ観光名所がたくさんあるということで選ばれているんじゃないかという分析もされておりますが、1位という結果は結果ですので、長野県の皆さん、そこは意識されている方が多いかと思えます。

この都会から地方へという流れの中、自然の中で伸び伸びと子どもを遊ばせている自然保育を実践している園に子どもを通わせたいという保護者がいるとのことですが、これは中信地方の保育園の話なんですけれども、定員を上回る応募、入園希望者がいたりだとか、また、そういった保育園に対して、保育士さんが入職希望ですね、就職希望をするという話も聞いております。つまり、ニーズが増えていると。選ばれる保育園になっているということも聞いております。

ちなみに、自然保育を推進する議員連盟というものが3年前に立ち上がっているんですが、この長野県自然保育議員連盟に私も所属しており、ちょっと諸事情があり、今現在この連盟の副会長という任に私も就いておりますが、実は先日10月28日、二月前に、この議員連盟の4名、具体的に申し上げますと、会長、これが長野県議会議員の方で、副会長、これは私以外のもう1人なんです、佐久市議会議員の方、そして私と、事務局が安曇野市議会議員、この4名で自然保育認定園の職員の方と一緒に県庁に出向き、阿部県知事にお会いし、これは直接

坂城には関係ありませんが、保育士の処遇改善に関する要望書の提出をしてまいったところがあります。

その中での話になるんですけれども、今言った保育園の実情を知事にもお伝えしたんですけれども、知事の4期目の公約とかも見ていたんですけれども、皆さんご承知のとおり、今年の7月に4期目の再選を知事は果たしております。その公約の中で、信州やまほいく認定制度を維持・発展させるとともに、義務教育において非認知的能力を高めていくことができるよう、小学校の学びを幼稚園、保育園教育に整合させることも含めて、教育委員会とともにそれを検討しますとうたっております。

つまりは、知事4期目ですので、十二、十三年前くらいですね。その頃から幼児教育に関しては誠に關心があると。それでこの制度を始めたわけで、これは知事からの言葉なんですけれども、地方市町村長に直接持ちかけはできないから、市町村長、職員の方にはしっかりとアピールをしていきたいということを言っておりました。なので、この面談の場でも、認定園を増やしていけるよう市町村の連携ということを、一言で言うならば言っておりました。

改めて、この制度についてメリットをいくつか挙げさせていただきますが、その一つとしては、子どもの体力や自己肯定感の向上、そして社会性や創造力などの非認知的能力が幼児期から身につけやすいと言われていています。また、認定を受けることで、県が主催する研修会等への参加や専門の指導者の派遣も可能となり、研修会に参加することで保育士同士がつながることも可能となります。

そして、一番のメリットは、③認定園を個別に紹介するサイトを開設しているため、全国、これは知事も言っていたんですけれども、サイトにアップされているということはあまりないかもしれませんが、世界にも発信されているということも知事も言っていましたが、要するに、認定を受けることで幅広くいろんなところでいろんな方がこのサイトを見て、ここに暮らしてみたい、ここに子どもを通わせたいという思いがつながるといえるのか、わかるようになっていくということを言っていましたし、私もそこがメリットの一つだと感じております。

そこで、質問を3点ここでお伺いいたします。

まず、①として、町内保育園における自然に関わる保育の状況は。これは園外での活動ということになるんでしょうけれども、そちらについてお伺いいたします。

また、②としまして、現時点での県内の自然保育の認定園数、こちらも併せてお伺いいたします。

そして、③当町においてもこの制度、2年前もお聞きしておりますが、改めてこの制度の導入というか導入することに向けて、町の姿勢はどうなのか、お伺いいたします。

子ども支援室長（細田さん） 1. 信州型自然保育について、イ. 信州型自然保育認定制度について、お答えいたします。

長野県が進める信州型自然保育信州やまほいくは、信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、野外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育のことであり、保育等に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び成長しようとする力を育むことを基本理念としているところであります。

具体的な活動としましては、例えば土と関わる活動として、砂場で山やトンネルを作る、泥だんごを作る、花・草・木に関わる活動として、葉っぱを探す、ドングリや松ぼっくりを拾う、水と関わる活動として、バケツに水をためる、川の流れる音を聞く、火と関わる活動として、たき火に当たる、たき火で調理するなどが挙げられるところでございます。

ご質問の町内の保育園における自然に関わる保育の状況についてであります。保育園では各園それぞれで創意・工夫をしながら保育活動に取り組んでおり、その中でも自然に関わる主な活動といたしましては、秋には、春に植えたジャガイモやサツマイモを収穫し焼き芋大会を実施したり、町の伝統野菜であるねずみ大根の種まきや収穫体験のほか、土手での芝滑りといった活動を行い、冬にはそり遊びやコップにドングリや葉っぱ、水を入れての氷作りなど、身近なもので季節に応じた様々な遊びを取り入れております。

また、園外保育では、和平公園やバラ公園、びんぐしの里公園の展望台などに出かけ、落ち葉や花に触れたり、虫を探すなどの自然と触れ合える活動のほか、お散歩に出かけ、道端の草や花、川の流れなどの日常的な風景を毎日見ることで、天気や季節による小さな変化を体験し、豊かな感性を育む活動の一つとしております。

また、お散歩中に子どもたちが発見した桜やタンポポの咲いている場所、カエルやオタマジャクシがいる水田、電車が見える見晴らしのよい場所などを書き加えていく、お散歩マップを作成したところ、身の回りの生き物や草花などの自然のものを子どもと保育士と一緒に再確認することができ、散歩の幅がさらに広がったところであります。

続きまして、信州やまほいくの認定園数についてお答えいたします。

信州やまほいくには、特化型と普及型の二つの区分がございます。特化型は、保育等において質、量ともに自然保育に重点を置き取り組んでいる保育園・幼稚園が対象で、屋外での体験活動が1週間で合計15時間以上のほか、通算2年以上の自然体験活動の指導経験者が常勤保育士の半数以上であることなどの要件がございます。

また、普及型は、保育等において、自然保育のみならず、ほかの保育プログラムと併せ自然保育にも積極的に取り組んでおり、屋外での体験活動が1週間に5時間以上の保育園・幼稚園が対象で、特化型に比べ、比較的認定を取りやすい区分となっております。

本年10月現在の認定園数は、特化型は15園で、うち公立保育所は伊那市の1園で、近くでは千曲市にある認可外保育施設さらしなの里自然保育ぽっこががございます。普及型は

255園が認定を受けており、うち公立保育所は162園といった状況でございます。

続いて、信州型自然保育信州やまほいくへの登録と活用の考えについてでございますが、県が進める信州やまほいくの基本理念である保育等への自然保育の積極的な取り入れについては、先ほど答弁いたしましたとおり、当町の保育園においても積極的に取り入れているところでございます。

一方で、登録を受けるにあたっては、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修への参加や、対外的な事例発表を行った保育士がいることなどの要件があり、登録後は、毎月の計画書の作成や事業年度終了後の活動報告書の提出が必要となっておりまいます。

信州やまほいくへの登録については、保育士への負担等を考慮する中で、引き続き研究してまいりたいと考えるところですが、自然保育の実施にあたっては、認定を受けている保育園等の自然環境を生かした活動内容を参考にするなどし、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長から丁寧なご説明をいただきました。質問をつくる上で、やはり今、担当課長もおっしゃっていましたが、保育の負担が増すというのは、確かにこの制度の大変なところというか、欠点ではないですけれども、非常に負担が増えるところだと思います。

若干関係ないんですけれども、例えば先日、ここ半年以内に保育園での様々な事件、事故ではないですけれども、そういった報道もあると、やはり保育士さん、働く皆さんの負担をどう減らしていくかというのは、当然課題になると思います。

ただ、一方で、私も先ほど述べさせていただいたとおり、保育士さんもですし、保護者の方もそこを選ばれている。もちろんパーセンテージがとかデータがと言われれば、そこは難しいところではありますけれども、選ばれている実態があるということを考えれば、やはり研究を進めていくという室長からの言葉にもあるように、進めていっていただきたい。

県知事が言っているからということではないでしょうけれども、やっぱり特色を生かすという上で、その認定に向けて進めていくということは、推進する側としても必要なんじゃないかなと思っています。

そこで、再質問になりますが、実は先ほど保育議連の話をしましたけれども、議連の副会長、もう1人の副会長であります佐久市の議員さんともお話しする機会があったんですが、佐久市は、実はこの制度創設当初、実は平成27年の場面で、市内全公立保育園が認定を受けているということでもあります。

ここの導入に至ったプロセスというのは、すみません、定かにはなっていないんですけれども、やはりこういった事例、もちろん他市町村、佐久ではなくて、近隣の市町村でも認定を受けている公立園はありますので、そういった先進自治体の研究を、先ほど答弁にもあったんで

すが、そういった佐久市、具体的に名前を申し上げちゃうと、そういった全公立園でやっているような佐久市へ、保育士さんも含めて視察に行かれるというのはどうか。この点、1点だけ再質問させていただきます。

子ども支援室長（細田さん） 再質問にお答えいたします。視察も一つの方法かと思いますが、信州やまほいくの郷というホームページ、サイトのほうがございまして、そちらのほうに認定団体の活動状況が掲載されております。そちらの中を見ますと、いろいろな保育園の活動状況がいっぱい載せてあります。

その中で、うちの園のほうでも、お散歩マップ、先ほど答弁の中でお散歩マップというのを挙げましたが、お散歩の中で園児が発見した自然のものを書き加え、作成しているお散歩マップ、こちらのほうは掲載されているほかの園のものを参考にして作らせていただいたところがあります。

作成にあたっては、各園で工夫を凝らす中で作成しておりまして、季節ごとの身近な自然を見つけるため、季節別のマップを作成し、園児と共有したり、あと危険箇所を併せて記載することで散歩中の注意を保育士同士で確認したり、また作成したマップを地元地区の広報に掲載し、地元の方に豊かな自然の再確認をいただいたこともございます。こちらのほうのサイトのほうを参考にしながら、今後も研究していきたいと考えております。

3番（山城君） 再質問にお答えいただきました。研究を進めていっていただくという前向きな答弁をいただいたので、保育士の皆さん、先生方からの声や、また保護者の皆さんからの声、もちろんこれまで関連の質問を何度もしておりますので、お聞きしていく中で、準備もあるんでしょうけれども、そこが整いましたら、ぜひともやはり認定に向けて前進していただいき、そして、ここの保育園に入りたいから坂城に来ました、ここの保育園のこの環境、坂城で育てたいから移住してきましたという方が増えることを願って、この質問を終わらせていただきますが、実は、先月11月の末ですかね、千曲市にある認定園よりイベント参加のお誘いがありました。内容はお餅つきだったんですけども、新型コロナウイルス感染症の流行により、保育の現場も本当に大変な状況にあったと思います。

その園には実は坂城町出身である保護者の方や、また偶然にも、二十何年ぶりですね、私の高校時代の同級生も、保護者さんとしてその園に関わっておりました。僅かな時間しかいられなかったんですけども、坂城町にも自然保育の認定園があればねということ、ぽつりと言われたことがちょっと印象的でした。

重ね重ねになりますが、坂城町においてもこの制度についての研究を重ねて、そして認定を受けることで町の保育園をさらにアピールしていくことにつながれば、そして移住にもつながっていけばいいなという感想を述べて、この質問を終わりにしていきます。

すみません、終わりにする前にすみません、議連のメンバーでもあるので、制度の使いやす

さということも併せて、県にちょっと議連としてまとめた上になると思うんですけれども、しっかりと伝えていって、公立園が尻込みしないように、簡単と言っては語弊があるんですけれども、登録しやすいような制度にするようにというのは、議連としても働きかけをしていければなと思っております。

続いて、2のほうに移ります。2. ともに生きる障がい者福祉についてです。

まず、イとしまして、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターについてお伺いいたします。先日11月25日に、千曲市の、これは名称があれなんですよね。信州の幸、「めぐみ」は「幸せ」ですね。「幸せ」を「めぐみ」と呼んで、あんずホール、これはネーミングライツを使われているんですかね。あんずホール、これは更埴文化会館のことですけれども。において、令和4年度千曲・坂城地域自立支援協議会第2回全体会に参加してきました。全体会は2時だったかな。開始にはちょっと私は間に合わなかったんですけれども、第1部の樂團ケ・セラのコンサートを僅かですけれども聴くことができました。特に、最後の曲の後のアンコールですね。上を向いて歩こうの楽器演奏を聞いたときに、ちょっと心が洗われる気持ちになったというのが正直な印象と、自然と口ずさんでいたんですけれども。第2部の講演会は、千曲市精神障がい者家族会の方からお話をお聞きしたわけです。

その講演の最後に話されていた内容がすごい印象的だったので紹介しますが、障がい者が住みやすいまち、誰もが住みやすいまちという言葉でした。これには納得というより、じゃあ今の坂城町は一体どうなんだろうという気持ちになったことが、この質問をするきっかけとなっております。

ちなみに、すみません、ふだんこの場であまり身につけないものを二つ身につけているんですけれども、まずこのネクストラップです。名刺を見せるものですかね。これも、その場で障がい者施設の方が作ったものを販売したものを、私は買ってきました。また、このボールペンです。ボールペンもその場で売っているものを買ってきたので、今日使わせていただいているわけなんですけれども。

改めて、この全体会に参加することができてよかった。もちろん物品を購入できたこともよかったですし、話が聞けたりだとか、あるいは合奏ですね、演奏を聴けたこともよかったんですけれども。では、この千曲・坂城地域自立支援協議会の事務局のことをちょっと改めて調べてみたんですけれども、事務局を千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターが担っているわけなんですけれども、この当センターの現状、例えば職員体制だとか、事業内容だとか、これについても改めてお伺いをしたいと思っております。

そして、二つ目として、このセンターの職員さんはこういった構成になっているかということと、所持している資格について併せてお願いいたします。

そして、次に口ですけれども、社会参加の促進についてということでお伺いいたします。こ

れについては、町の第6次長期総合計画の中にもある、今回の質問のテーマにもなっている、「ともに生きる障がい者福祉」というところから、何点かお伺いしたいわけですが、この計画の中に様々な目標が記されております。その目標についていくつかお伺いするわけなんですけれども、まずその一つに、「障がい者団体の活動を支援し、障がい者や家族が社会活動に参加しやすい体制づくりを進めます。」と記されているんですけれども、じゃあ、それって具体的にどういうことなんでしょうかということになります。

また、②としまして、「障がい者の自立生活と社会参加を支援するため、地域活動支援センターの充実を図ります。」とありますが、坂城にもある地域活動支援センターの日々の取組はどういったものになっているか。また、登録されている方の人数、それと併せて、日々活動されている人数というのも、こちらでお伺いいたします。

そして、③になりますが「心のバリアフリー」、これも計画に書かれていた内容ですが、「心のバリアフリー化を図るため、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、交流する機会をつくるとともに、互いに個性を尊重し合う社会の実現に向けて啓発活動を推進します。」とありますが、では、推進する取組、活動はどんなものになるのでしょうか。これらの点について、お伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、2番目の質問としまして、ともに生きる障がい者福祉についてご質問がありました。私からは、どんな取組をしているかという全般的なことをお話し申し上げまして、詳細につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

今お話がありましたけれども、坂城町では、令和3年度にこれからの10年間のまちづくりの方向性を示す第6次長期総合計画を策定し、その将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、現在取組を進めているところであります。

総合計画では、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、施策の推進に取り組んでいるところでありますが、障がい者施策といたしましては、指針となる坂城町障害者計画を同じく令和3年に策定いたしました。

この計画は、令和3年度から8年度を期間とし、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して」を基本理念に掲げ、地域生活での支援や社会参加の促進、障がいの特性に応じた支援、権利擁護の推進など、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指して、きめ細かな障がい者施策の展開を図ることとしております。

また、障害者総合支援法に基づき、令和3年度から5年度までを期間とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を国の基本指針、県計画及び町長期総合計画との整合性に配慮して策定しております。

これらの計画は、地域共生社会の実現に向けた取組や、社会参加などの基本理念に係る事項、

障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する事項、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項など、成果目標及び活動指標等の具体的な目標やサービス見込み量を設定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう策定したところであります。

さて、現状といたしますと、高齢化に伴う障がい者の重度化や重複化、障がいのある方やその家族の高齢化など、在宅での生活が困難な家庭が増加しており、障がい者に対する支援のニーズも多様化しているところであります。障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様なニーズに応じられる総合的・専門的な相談支援体制が必要であり、その役割を先ほどお話がありました千曲・坂城障がい者（児）、これは児童の「児」ですね、障がい者（児）基幹相談支援センターが担い、様々な相談を受けるとともに、地域の相談支援事業者と連携の強化を図り、地域課題の解決などに取り組んでいるという状況であります。

様々な計画を踏まえる中で、新たな町独自の助成制度として、本年度から、現行の福祉医療費助成制度では、精神障がい者の精神科入院は適用外であるため、経済的に負担も大きいことから、その負担を軽減することを目的に精神障がい者入院医療費助成制度を整備し、運用を開始したところであります。

また、様々な社会参加活動といたしまして、障がいのある方やそのご家族がスポーツやレクリエーションを通じて体を動かし、心と体の健康づくりに併せ生活を豊かにするとともに、社会との交流を持つ場として、町民運動会の会場、体育館の中ですけれども、これにおいて、軽スポーツ、レクリエーションのコーナーを設けて実施してまいりました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今後も工夫を凝らして継続していきたいと考えております。

また、文化芸術活動といたしまして、千曲・坂城地域自立支援協議会との連携事業において、障がいのある方々が音楽を通じて社会的自立を目指す目的で活動する、これも先ほどお話がありました、楽団ケ・セラによるコンサートを開催したり、障がいのある方々の日頃の創作活動の発表の場として、「さんきゅーあーと展」を1月中旬から2月上旬まで開催することとしております。障がいのある方の創作・発表活動などを支援し、文化芸術を通じた社会との交流の機会や生きがいがいづくりにについても、引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、啓発活動といたしましては、12月3日、互いに個性を尊重し合う社会の実現に向けた啓発活動の一環として、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催したところであります。

共に認め合い、共に支え合う社会を目指し、坂城小学校4年生による人権活動の発表や、パラリンピック競泳金メダリストで、障がいや障がい者スポーツの周知活動を続けておられる成田真由美さんによる記念講演を開催し、参加された方からは大変好評をいただいたところであ

ります。

今後も社会福祉協議会や千曲・坂城地域障がい者（児）基幹相談支援センター、福祉サービス事業者など、関係機関の皆さんと連携し、これまでの取組をさらに深化させ、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して」を基本理念として、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（堀内君） イ. 千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターについて、
ロ. 社会参加の促進についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターは、障害者総合支援法第77条の2に規定されている機関で、千曲市と坂城町が共同で設置し、管内の福祉事業所に委託して運営をしております。

当センターでは、障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らしていくために、日常生活や仕事などに関する様々な相談を受けております。また、地域の方や関係する福祉事業所などからの相談にも対応しており、共に考え、寄り添い、問題や課題の解決に向けた取組を行っております。

当センターの事業内容・役割につきましては、行政や社会福祉協議会など関係機関と連携し、ワンストップとしての機能を果たすために、総合的・専門的な相談支援に努め、地域で支える体制づくりを構築しております。

また、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援体制の強化を行うとともに、意思決定支援や成年後見制度の利用促進等、権利擁護や虐待防止の取組なども行い、支援の必要な方が支援の必要なときに支援が受けられるよう努めているところであります。

当センターの職員体制につきましては、センター長のほか相談支援員が5名、事務局員が1名の計7名で運営及び事業を実施しており、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を持つ職員が配置されております。

また、年間を通じ様々な相談が寄せられ、令和3年度につきましては、4,251件の相談があり、相談内容として多いものは、福祉サービスの利用に関するものが1,317件、不安の解消に関するものが1,030件、就労に関するものが863件、人間関係に関するものが821件などとなっており、専門的な知識や経験を持つ職員がその都度対応しているところであります。

本年度は、11月末時点で約2,500件の相談があり、当センターの認知度が上がってきているため新規の相談が増えてきており、多くの方からの様々な相談に対応し、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を果たしております。

続きまして、社会参加の促進についてお答えいたします。

障がい者団体の活動支援につきまして、町内には身体障害者福祉協会や手をつなぐ親の会、精神障がい者家族会など、それぞれの団体が障がい者の自立や社会参加、福祉の増進や生きがいづくり等を目的に設立され、町では、各団体が独自に行う事業に対する補助金による支援や、団体の事務局として活動を手伝う人的な支援を行っています。

また、障がいのある方ご本人やご家族の負担を減らし、社会活動や交流する機会をつくりやすくするため、身体機能を補完・代替する義足や補聴器などの補装具費支給制度や、移動が困難な方の外出を支援する同行援護、移動支援事業のほか、福祉タクシー利用券や身体障害者用自動車改造費補助制度などを整え、それらの制度を有効的にご利用いただくことで、社会活動にも参加しやすくなるよう努めているところであります。

続きまして、地域活動支援センターにつきましては、在宅で心身に障がいのある方が、生産活動や生活訓練などを通じて規則的な生活リズムを身につけ、お互いの親睦を図りながら、生きがいのある生活が送れるよう支援を行っております。

当センターの取組内容は、生産活動といたしまして、織物、手芸品などの自主製品作りや町内企業などから受注した作業を行い、生活訓練としましては、洗濯や清掃などの当番活動や料理教室、買物ツアーなどを実施しております。

文化活動といたしましては、野外研修や音楽教室、創作活動を行い、また、季節に応じた行事なども行っており、利用者が地域の中で自立した社会生活を送れるよう様々な活動に取り組んでいるところであります。

当センターの11月末時点の登録人数につきましては、身体に障がいがある方が4名、精神に障がいがある方が8名、知的に障がいがある方が3名で、合計15名の登録があります。また、年代別の登録人数の内訳につきましては、10代及び20代が2名、30代が2名、40代が4名、50代が3名、60代が2名、70代以上が2名となっております。

現在、1日当たりの活動人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、午前、午後とも7人までの利用に制限をしながら活動をしているところであります。様々な活動を通じて日々仲間と一緒に楽しみ、お互いに刺激を受け、地域との関わりを大切にしながら、社会参加につなげていければと考えております。

続きまして、啓発活動の取組についてであります。障がいに対する理解の促進を行う上で、啓発活動は重要な活動であると考えております。啓発活動の一つとして、町長からも触れさせていただきましたが、12月3日に開催された人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、人数制限を行った上で行い、84名の皆さんに参加をいただきました。

町民集会では、初めに坂城小学校4年生の人権学習の発表を行い、障がいのある方からのお話や障がいの擬似体験を通じて考えたこと、自分たちにできること、周りの理解や思いやりが

必要であることなどについての学習の成果を発表していただきました。子どもの頃から障がいのある方との交流や、障がいを理解するための福祉教育を継続的に進めていくことの必要性、重要性を改めて認識したところであります。

また、パラリンピック競泳金メダリストの成田さんを講師にお迎えし「自分の可能性を求めて」と題した記念講演では、水泳を始めたきっかけやパラリンピックに出場した思い、また、ご自分の経験から、日頃障がいのある方が感じていることなどをお話いただき、障がいに対する理解と認識をより深める機会となりました。

こうした啓発活動を通じて、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが個性や違いを認め合い、相互に理解を深めるとともに、共に支え合う地域社会を目指し、実現するため、引き続き社会福祉協議会等関係機関と連携し、啓発活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま町長並びに担当課長から丁寧なご答弁をいただきました。先日行われた12月3日の町民集会ですが、これは、啓発活動の一環としてとても大事なものであるというのは、私も重々承知はしております

そこで、私はこの集会にちょっと訳あって参加できなかったんですけども、このことについて1点お伺いをしたいのですが、恐らくこういった集会では、アンケートに参加された方には取っていると思うんですが、どのような感想があったのか。まず、再質問としてお伺いいたします。お願いします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。12月3日に開催いたしました人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会、この際に行ったアンケート調査結果につきましては、参加者84名のうち63名の皆さんからご回答いただきました。大変多くの皆さんからご意見を頂戴することができました。

主な質問といたしましては、町民集会の内容は満足いくものでしたかとの質問に対しては、大変満足、満足を合わせまして60名、およそ95%の方から満足といったご回答をいただきました。

また、町民集会に参加して人権や福祉の問題についての関心や理解が深まりましたか、こちらの質問に対しましては、こちらもおおよそ9割を超える方から深まったといったご意見をいただきました。

そして、全体を通してのご意見、また今後開催してほしいテーマなど、ご自由にお書きくださいといった質問に対しましては、33名の方から回答をいただきました。全体としての意見といたしますと、坂城小学校の体験を通じての発表は、心が育っている、すばらしい、4年生でもとてもしっかりとした考えや意見があり感心しましたといったご意見を頂戴し、また、成田さんの記念講演に対しましては、成田さんの話はリアリティーがあり、心に響くものであった、成田さんの話をお聞きして、諦めないこと、勇気、元気をもらいましたといったご意見を

頂戴しました。そして、今後開催してほしいテーマなどにつきましては、感動できる内容を、また心に響きわかりやすいので、講師の体験談を語っていただく講演を開催してほしいといった意見、そのほか、町民集会の継続開催を望むといったご意見を多数いただいたところであります。

大変多くの方にアンケート調査にご協力いただきました。これらの調査結果を踏まえまして、今後も町民集会の継続開催に向けて、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

3 番（山城君） ただいま再質問に対して、担当課長からご答弁いただきました。この集会について、毎年毎年様々なテーマについて開催していただいていることに敬意を表します。

午前中にもありました。同僚議員の質問にもありました。犯罪被害者もそうですし、その前はL G B Tの話もそうですし、様々な人権課題について、やはり町民全体を対象にした集会というのはこれからも引き続き継続していただいて、今の感想にもあった体験談、これはまさしくそうなんですよ。ちょっとこのことに1分くらい時間を割きたいんですけども。それぞれの皆さんが一つの人生しか歩めない状況で、他人と違った人生は歩めないんです。障がいを持っていない人は、障がいを持っている人がわからないというか、わかりづらい。だから聞けななきゃいけない。それは、改めて町の皆さん、町長をはじめ町の皆さんに認識していただいて、自分じゃない人生の話を聞くということが本当に大事だと思っております。それは、強くこの場で私も訴えたいと思っております。

答弁のまとめをそろそろしながらと思っているんですけども、この町民集会に対して、私が参加できなかったのは大変残念ですけども。実は私の知人である上田市の学生さんが、実はこの集会にわざわざ駆けつけて来てくれました。この学生さんは、学生のときというか、ずっと水泳をやられていて、そういった経緯で、多分ネットですよ。成田さんが来られると、坂城に来られるということでわざわざ来たと思うんですが、直接本人とお話ができたいですし、とても感動したということ、わざわざ私に連絡をくれました。そういう意味でも、関係団体の方、町職員や社協の皆さんや様々な団体の皆さんには、開催していただいたことを改めて本当に心から感謝申し上げます。

それで、ちょっとまとめに入りたいんですけども、心のバリアフリー化について、長期総合計画に書いてあったんですけども、ちょっと厳しい話をさせていただきます。これは30年前の話なんですけども、まだ村上に農協がなかった時代の話です。歩道も多分整備が進んでいなかったんでしょうね。県道を、私は見たことがあるんですけども、通行する方がいました。その方に対して、何件か苦情があったのを私は幼心に聞いております。どんな苦情か、ちょっと読み上げます。こんなところを車椅子で通るんじゃない、これです。過去の話なので掘り下げませんが、これが町の実態、一つの実態です。

続いては、私の話になります。昨日まで言うかどうか本当に考えました。でも、改めて過去の話を書かせていただいて、よりよい町になるためだと思ってさせていただきます。私は、小学校5年生のときに長期入院を経験しています。障がい者でもないですし、ないですしというのは語弊がありますね。一時期不自由な時期がありました。長期入院の理由は、髄膜炎と腹膜炎という感染性の病気です。これ実は2か月入院しているんですね。しかも、そのうちの1か月は寝たきりの状態で生活しておりました。退院後、歩けない状態だったんですけども、学校に復帰しました。やっぱり、こんなことは私の話だからはっきり言いますけれども、なかなか自分のことに関して理解してもらえないことがありました。そういうことに対して、当時の担任の先生がしたことといえば、保護者宛てに学級通信の中で、クラス全員が峻一君をいじめているという通信が発行されました。

その内容がどうかはいいんですけども、それが配られた後の保護者の対応です。一部の保護者から、うちの子が峻一君のところをうんと気を遣っているから嫌だ。この発言がありました。うちの母親はどう思ったんでしょうね。これが一つの人権感覚を表している言葉ではないかと思っております。

次に、もう一つ紹介させていただきます。同じくいじめの話になりますが、いじめは子どもの中ではよくあることだということは、語弊なく言えば、誤解なく言えばそうだと思うんですけども、度々授業が潰れて、学級会が開かれたときの話です。授業を潰して学級会になると、ある保護者から、これは別の保護者ですけども、いじめの内容が私の話だったので、何で峻一君のことなんかで授業を潰したんだということを言う保護者がいたそうです。

今挙げた事例というのは、質問のテーマとは若干それていることは承知の上で話しております。どんな人でも、例えばどんな子どもでも、どんなお年寄りであろうと、障がいを持っているようが持っていなかろうが、病気を持っている方であろうが、どんな人でも安心して暮らせる町にならなきゃいけないという思いで私もこの場に立たせていただいております。

今はそんなことはないと思っておりますが、より心のバリアフリー化を進めなければならぬと思って、この質問をさせていただいております。何度も申し上げます。これは過去の話です。でも、過去の無理解が、今でも引きずっている。障がいではないかもしれないけれども、苦しんでいる方が町内にもいることを私は聞いております。じゃあ、行政に何をせいということになるかもしれませんが、そういったことを承知の上で、町行政を、町長含め皆さんはやっていただきたい。そして、そこに議員である私もしっかり寄り添っていかなければいけないと思っております。

苦しい話だけ最後にしていてもあれなので、最後にちょっと希望が持てる話をして閉じたいと思います。社会参加への体制づくりについては、難しい点が多々あることは私も承知しておりますが、体制づくりの一つとしてちょっとご紹介しますけれども、こちらです。このリーフ

レットですが、町役場の1階に置かれていたものです。ちょっと拝借しました。このリーフレットの中にも記載されている内容なんですけれども、労働者協同組合法、簡単に説明すると、2年前の12月、国会において全会一致で可決・成立して、この10月からこの法律、労働者協同組合法が施行されているわけなんです。

この中の一文を読みますと、我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手が不足している中で、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められているということが書かれているわけです。多様なニーズは、この坂城町にも多分たくさんあると思っています。

さらに、社会参加について申し上げますと、11月12日、須坂市のメセナホールで開催された信州ふところフェスティバル2022、これは、この間の社協だよりさんにも掲載されていた話ですけれども、この場で居場所と出番という言葉がテーマになっておりました。これをやっぱり町としても真剣に取り組み、この法律も生かしながら、せっかく置いてあるんじゃないかと、町の皆さんにもこれについてやっぱり学んでいただいて。今日はいろんなことを言っておりますが、ぜひとも活用していただいて、よりよいまちづくり、地域づくりを進めていっていただきたいと思います。

今回の一般質問で、皆さん、先輩議員さん、同僚議員さんはいろんなことを提案されておりますが、例えば食育だとかエネルギーの地産地消だとか、学校給食だとか、そういったものも、法律を生かしたり、地域住民にしっかり働きかけをして、今もされているのはわかっておりますが、やっぱり地域の力を生かして、そういった課題にあたってほしいと思っています。

もう一つ、ちょっと言いたいことがあるのでお伝えしますが、この法律については、実は今、県内各地域のブロックごと、東北中南信それぞれのエリアごとに集会が行われております。ただし、今月、北信でもあるというふうに聞いております。上田市の集会にちょっと参加させていただきましたが、上田市の土屋市長も来賓として出席されていたのをちょっと私も見聞きました。

ちょっと話がまとまりませんが、今社会に横たわっている課題は、やっぱり役場職員さんだけでは到底難しいのはわかっているからこそ、いろんな課題があるからこそ、使えるものは使って、そして、まちづくりをしていってもらいたいと思っています。これも、私が1部取ったらもうありませんでした。いくつ送られてきているか知りませんが、しっかりとそういったものを活用していただきたい。

そして、オーガニック。食育のことに付け加えると、10月の下旬ですかね。東京の場でオーガニック給食の集会があったときに、長野県からも松川町と塩尻市の首長さんが出られておりました。その場でも言っていたことが地域連携、食育は大事だ。国としても、国会議員さ

んも言っている。つまり、今こそはやり言葉じゃないですけども、新時代に向けて、これは再質でいいですかね。町長、ちょっと、1分しかないからできないですね。わかりました。すみません。熱く語り過ぎた。そこを見据えて、町長、ぜひともご努力をお願いいたします。

以上で、一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日15日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日15日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月16日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 2時00分）

